

第2回「自転車保険専門部会」議事概要

1 開催日時

平成26年6月26日（木）午前10時から午後0時

2 開催場所

兵庫県民会館「鶴」

3 議事概要

(1) 自賠責保険と同じような義務を課すことについての検討

ア 自賠責と同じような義務を課すこと全般に関する意見

○ まず、県として、共済制度を作ることは考えていないという意向を前提に考えると、既に民間の保険会社が取り扱っている個人賠償責任保険が核になると考えるが、義務化となった場合、この保険を義務化の対象の保険として一本に絞り込むことはいろいろな観点からハードルが高いと考える。

○ 車両の特定について、登録制度は必要であるが時間やコストなどがかかるうえ、従来から保有しているものや他府県からの流入などを考えると、制度を設置することは困難であることから、現時点において自賠責保険と同じような制度を自転車で実施することは困難である。

イ 車体にかける保険に限定できるかについて

○ 誰が利用していても損害を補償できる保険として、車体に保険をつけるかたちのTSマークがあるが、自転車安全整備店に限定されており、県下全ての自転車に対応することは困難である。

ウ 補償内容、保険料が同一のものができるかについて

○ 自動車のように、強制保険である自賠責保険の上積みとして民間の自動車保険があるが、自転車にはそのような制度がないため、自転車の強制賠償保険を作っても既存の自転車事故を賠償する保険との上積み下積みの関係がないため、2重に保険料を支払うことになる。

エ 全ての自転車の登録・管理ができるかについて

○ 全ての自転車を登録・管理することは困難である。

○ 自賠責保険と同じような制度を考えると、自転車のユーザー若しくは自転車の車両を特定する必要がある。この土台がなければ義務化をしても実効性のある制度はできない。

○ 新たに自転車の登録制度を創設することの妥当性について若干の懸念がある。

- 新規販売であれば、販売店の協力によって把握が可能かもしれないが、従来からの自転車の把握、中古車や他府県から入ってくる自転車の把握を徹底することは困難である。
- 外国人の方やレンタル自転車、海外から自転車を持ち込んだ場合なども考えられ、登録制度を創設すること自体についても非常に時間がかかる。
- 義務化のレベルについては、登録のデータベースを新たに作ることが可能かどうか、県の判断がポイントになると考える。また、自転車の管理という観点では、標章の貼付、あるいは加入頂いている自転車保険証を実際に持っていただくことでということによって義務化を推進するという考えもある。ただ、登録、管理についてお話した方法で進めるとした場合もハードルは低くないと考える。

(2) 自転車保険の加入義務化について

ア 自転車保険の加入義務化の全般に関する意見

- インターネットなどを見ると、自転車の事故に対する保険としていろいろなものがあり、民間が必要を感じてやっていることがわかる。しかし、保険加入を義務化するということには問題が多くある。
- 自転車関係の各種団体に、意識改革をしてもらうための啓蒙普及が大切である。
- 義務化することで保険加入者が増えることは間違いない。
- 被害者保護の観点から、保険に入っているということは非常に重要である。

イ 義務化する場合の保険の対象について

- 民間の保険への加入を義務化する場合、各損保会社が色々な形で自転車の損害賠償責任保険を提供しており、その保険は家族全員が賠償責任の範囲に含まれるなど、補償の範囲が家庭ごとに異なることから、保険証券を見ただけでは保険に入っているかどうかを把握することが困難である。

ウ 安価な自転車への保険対応について

- 自転車販売時に保険加入の声かけをしているが、お客様が最も気にするのは保険代金であり、保険の金額に応じた補償内容が具体的に示されたほうがわかりやすいのではないかと考える。

エ 保険加入の時期について

- 小売店も保険代理店になることはできるので、資格をとれば問題はないということだと思うが、実際にどれだけ既存で保険販売をされて

いるかという問題がある。

- 保険を販売する資格がない人が保険を斡旋したりする場合は、法律上の問題があるため、保険加入の促進を図るようなチラシを店頭においてもらい、初歩的な普及をしてもらうことが一番現実的な方法ではないか。

オ 保険加入の手続きについて

- 新規購入の場合は、比較的手続きがしやすいと思うが、既に乗っている方についてどのようにするのか。一律に義務をかけるべきかどうか。

カ 保険の継続・更新について

- 保険の継続にあたって、自転車の販売側から何かお知らせをするのか、もしくは違うところから案内をするのか。
- 保険なので、1年ずつの更新となるとかなり厳しい。原付の自賠責保険では1年から5年までがあるように、契約期間を長くできないか。
- 資格をとって販売時に1年間の保証として保険商品を販売しているが、お客様のデータは保険会社にあるため、小売店では2年目の案内をすることができない。店頭に来た場合に初めてわかることになり、その場合は1年間の保証は使えなくなっているのでTSマークを案内している。
- 契約している保険の満期が来れば、保険会社又は取り扱いをしている保険会社から案内をしている。

キ 兵庫県だけの義務化について

- 義務化という言葉が運転者規制につながることを懸念する。自転車は小さな子どもからお年寄りの方までが利用する非常に身近な移動手段であり、そこに運転者規制が入ってくると、自分の足を奪われるということになるのではないか。

ク 対象となる企業の義務化について

- 個人で自転車保険に入っていた場合でも、業務として自転車を利用する場合には個人で加入している保険の補償の対象外となることから、企業についても義務を課すことになる。
- 自転車を利用するということを考えれば、もし義務化するのであれば、企業を含めて全ての自転車が対象となると考える。
- 一般利用者に対して義務化、努力義務化をかけるのであれば、企業についてもレベル感は同じと思う。